

現状と必要性

(1) 児童虐待の現状

全国の児童相談所が対応した平成 29 年度の児童虐待相談対応件数は 13 万件を超え、平成 21 年度の約 3 倍となっています。

本市においても増加傾向にあり、平成 20 年度に「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を、さらに平成 30 年度から「子ども家庭総合支援拠点」を設置することで、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、未然防止や重症化予防に取り組んでいます。

全国と奈良市の児童虐待相談対応件数の推移



(2) 国の動きと支援

平成 16 年の児童福祉法改正により、中核市においても児童相談所を設置することが可能となりましたが、これまで 2 市（横須賀市・金沢市）にとどまっています。

平成 28 年の児童福祉法改正では、政府は法施行後 5 年を目途に中核市等への児童相談所設置を推進するため、設置に係る支援等の必要な措置を講ずるとしました。

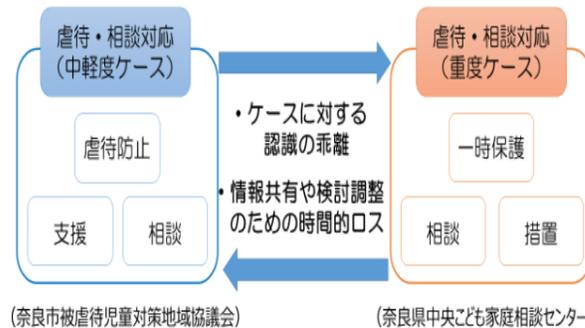
(3) 県と市の状況と関係性

現在、奈良県内の児童相談所は奈良県が設置している中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターの 2 か所です。その中で中央こども家庭相談センターが奈良市を管轄しており、児童人口ベースで約 40% を占めています。

本市で発生した児童虐待対応については、ケースの虐待重症度に応じて、奈良県と本市で分担しています。

このような中、奈良県との間でケース重症度の判別基準や支援方法の考え方が異なる等「ケースに対する認識の乖離」や「情報共有や検討調整のための時間的ロス」という課題があります。

奈良市被虐待児童対策地域協議会と奈良県中央こども家庭相談センターの現状の関係性



(4) 奈良市児童相談所の必要性

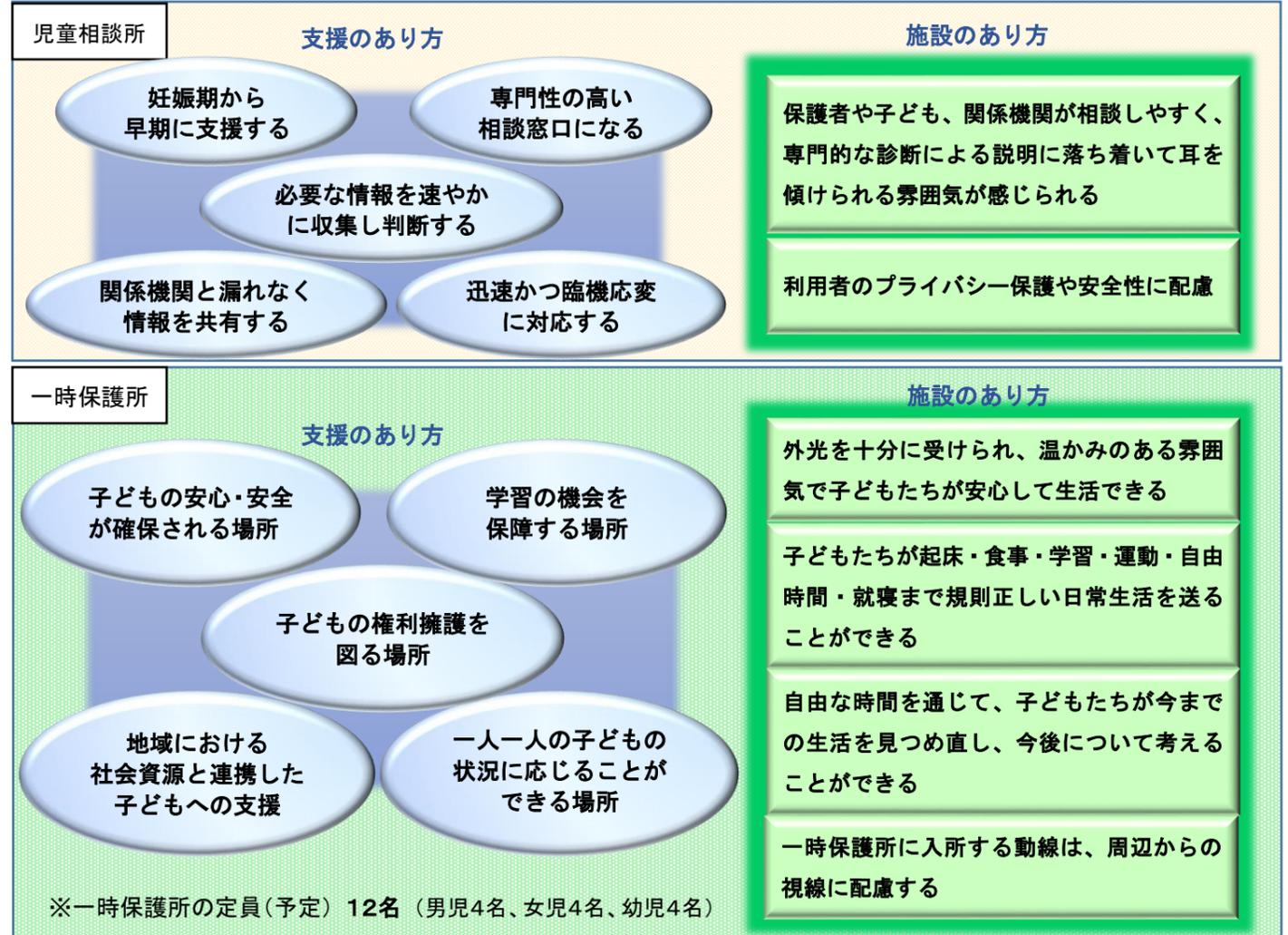
本市が児童相談所を設置することで、管轄区域が市内に限られるため、法的権限を与えられた本市の専門職が迅速・的確に判断し、対応することが可能になります。

さらに、関係機関との連携が今よりも容易になり、子どもやその家庭に対してきめ細かな支援が可能になります。例えば子どもの一時保護が解除され家庭に戻る場合に、子どもや家庭を見守り、支援等に関わる関係機関と協議を重ねることができ、よりきめ細かく支援方法を検討することができます。

また、保健所や教育委員会との連携強化は、中核市が児童相談所を設置する大きなメリットです。母子保健との連携により妊娠から早期に支援することが可能になることや、市の教育委員会を通して学校現場と相談支援において連携を強化することができるのと同時に、一時保護所での学習支援も充実させることができます。

このように、子ども家庭支援体制をさらに充実させるためにも、中核市の強みを活かした児童相談所の設置が必要だと考えます。

奈良市児童相談所・一時保護所のあり方



奈良市児童相談所・一時保護所の組織体制

奈良市の組織体制の考え方

- ◆ それぞれの部門ごとに組織を構成し、業務効率を図る
- ◆ 相談・支援に積極的に心理診断を活用し、効果的な支援を行う
- ◆ 相談種別に関わらず、すべての相談を地区担当が切れ目なく対応する
- ◆ 緊急時に迅速に対応できるチームを構成する

奈良市の組織体制と役割の考え方

部門	役割
総務部門	児童相談所業務で必要となる事務処理を、他部門と連携しながら一括で行う。また研修企画や広報啓発活動の中心となり、業務の効率化を図る。
相談・支援部門	児童相談所機能である介入・相談・措置・判定・指導等の機能を一元的に担当。虐待の予防的視野に立ち、関係機関や福祉サービス等と連携した相談支援の充実を図る。
一時保護部門	一時保護した子どもへの支援を担当。子どもの権利を尊重したケアを実現する。相談・支援部門と連携し、丁寧な行動観察に援助指針を決定する。

奈良市児童相談所・一時保護所の職員体制

専門性の高い相談体制・一時保護体制を確立させるためには、継続的な人材確保と職員の養成は欠かせません。必要となる技術や知識を習得するための現場研修等により職員を養成し、子どもの権利を実現するため、様々な専門性のある職員を配置していきます。

【児童相談所・一時保護所に配置する主な職員】

所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、児童心理司スーパーバイザー、児童指導員、弁護士、医師、保健師、里親支援員、教員、保育士 等